

厚生労働大臣の定める揭示事項

・入院基本料について

急性期病院B一般入院料

10:1(患者10人に対し看護師等が1名、そのうち7割以上が正看護師の割合で配置)

地域包括ケア病棟入院料I

13:1(患者13人に対し看護師等が1名、そのうち7割以上が正看護師の割合で配置)

療養病棟入院料I

20:1(患者20人に対し看護師等が1名、そのうち2割以上が正看護師の割合で配置)

・DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる【DPC対象病院】となっております。

医療機能係数 1.5065(基礎係数1.0583+機能評価係数I 0.3269+機能評価係数II 0.0844+救急補正係数0.0369+激変緩和係数0.0000)

・入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関連職員が共同して、患者さんに関する診療計画を作成し、7日以内に文書としてお渡ししております。

また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束についての基準を満たしております。

・入院時食事療養費について

当院は「入院時生活療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、適温で提供しています。」

当院の食事療養費 入院時生活療養(Ⅰ)・特別食加算(対象の方)

入院時生活療養・生活療養標準負担額

※入院時生活療養費制度は、療養病床に入院する65歳以上の者を対象とする。食費・光熱水費について、

下記の標準負担額(1食当たりの食費+1日当たりの居住費)が患者負担となり、残りの額が入院時生活療養費として保険給付される。

療養病床に入院する65歳以上の患者			標準負担額	
			食費(1食)	居住費(1日)
一般	①一般の患者 (下記のいずれにも該当しない者)	入院時生活療養(Ⅰ)を算定する医療機関に入院	550円	430円
		入院時生活療養(Ⅱ)を算定する医療機関に入院	510円	
	②厚生労働大臣が定める者 (=重篤な病状又は集中的治療を要する者等)(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		生活療養(Ⅰ)550円 生活療養(Ⅱ)510円	430円
	③指定難病患者(低所得者Ⅰ・Ⅱを除く)		330円	0円
低所得者Ⅱ	④低所得者Ⅱ(⑤⑥に該当しない者)		270円	430円
	⑤低所得者Ⅱ (重篤な病状又は集中的治療を要する者等)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	270円	430円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	220円	
	⑤低所得者Ⅱ(指定難病患者)	申請月以前の12月以内の入院日数が90日以下	270円	0円
		申請月以前の12月以内の入院日数が90日超	220円	
低所得者Ⅰ	低所得者Ⅰ(⑧⑨⑩⑪に該当しない者)		160円	430円
	低所得者Ⅰ(重篤な病状又は集中的治療を要する者等)		130円	430円
	⑨低所得者Ⅰ(指定難病患者)		130円	0円
	⑩低所得者Ⅰ/老齢福祉年金受給者			
	⑪境界層該当者			

当院は「入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時(夕食については午後6時以降)、

適温で提供しています。」

当院の食事療養費

・入院時食事療養（Ⅰ） ・特別食加算（対象の方） ・食堂加算

入院時食事療養費の標準負担額（Ⅰ食につき）

一般（70歳未満）	70歳以上の高齢者	標準負担額（Ⅰ食当たり）	
一般（下記以外）	一般（下記以外）	550円	
		（例外Ⅰ）指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等 330円 （例外2）精神病床入院患者 260円	
低所得者 （住民税非課税）	低所得者Ⅱ	過去Ⅰ年間の入院期間が90日以内	270円
		過去Ⅰ年間の入院期間が90日超	220円
該当なし	低所得者Ⅰ	130円	

・明細書発行体制について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の

分かる明細書を無料で発行することと致しました。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行することと致しました。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合の

その代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

・基本診療/特掲診療料の施設基準等に係る届出について

当院のホームページの【施設基準】をご参照ください。

・保険外負担に関する事項

当院では個室使用料、おむつ代、証明書、診断書などにつきまして、その利用日数、使用量、利用回数に応じた実費のご負担をお願いしております。別掲の料金表をご参照ください。

・保険外併用療養費について

180日を超える入院に関する事項

法令に基づき、通算入院期間が180日を超える場合は、入院料に係る費用の一部を自己負担していただきます。

特別料金の額（Ⅰ日につき2,785円 税込）